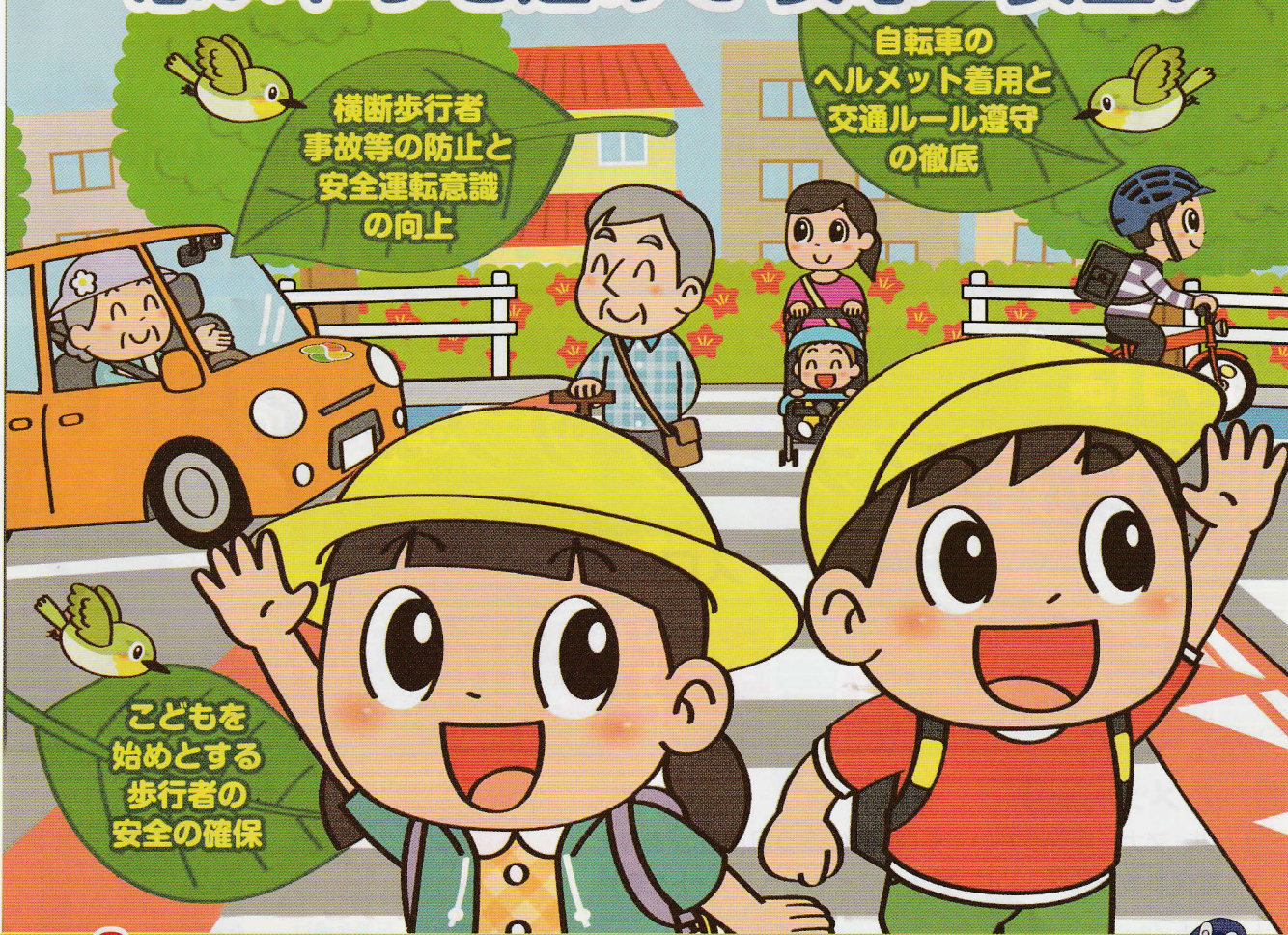




発行所  
 福山交通安全協会  
 発行人 小丸成洋  
 福山市三吉町南2-5-31  
 電話 (084)923-3351

# 交通ルールを守ろう！

## 思いやりを込めて 安心・安全。



# 春の全国交通安全運動

令和5年 5月11日(木)～5月20日(土)

### 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



2023年広島県交通安全年間スローガン「運転は ゆとりとマナーの 二刀流」

回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※回覧をお願いします

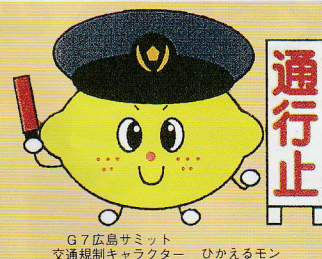




# G7広島サミット

2023年5月19日(金)  
~21日(日)開催

広島市内・高速道路 等  
首脳等の移動時間帯における  
**長時間・大規模な交通規制**



G7広島サミット  
交通規制キャラクター ひかえるモン

# 5/18(木) → 5/22(月)

計5日間

みなさまへのお願い

☆マイカー利用の自粛 ☆業務用車両の運行調整 ☆行事・催事の日程変更

交通総量削減目標 ■ 広島県内高速道路  
■ 広島市中心部の一般道路 **交通量50%削減**

## 5月は「自転車マナーアップ強化月間」です!

スローガン

# 『自転車も 車社会の 責任者』

### ■ヘルメット着用

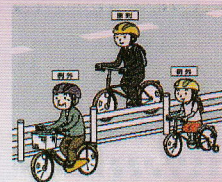
- ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性があります。重傷事故を防ぐために、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。
- 改正道路交通法(令和5年4月1日施行)では、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務が規定されました。

### ■自転車保険の加入等

- 自転車事故に係る高額賠償請求事例が発生しています。万一の備えとして、自転車保険に加入しましょう。
- 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により令和5年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入の義務が規定されました。
- なお、同条例では、令和4年10月6日から自転車の点検整備や幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの着用等の努力義務が規定されています。

### 新しい 自転車安全五則

①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用

